

第7章

いじめ防止対策推進法

おとな
大人にはいじめから子どもを救い
いじめをなくす義務がある！



すべての子どもはかけがえのない大切な存在です。この法律には、誰一人としていじめで苦しい思いをすることがあってはいけないこと、いじめは絶対に許されないこと、そして大人たちにはいじめを受けている子どもを必ず救い出し、いじめを防止する責任があることが書いてあります。

いじめで最も苦しい思いをするのはいじめられている

本人ですが、いじめている子どもや、いじめを見ている子どもの心にも大きな傷を残します。すべての子どもに悪い影響を与えるいじめは子どもだけの問題ではなく、いじめがあることに気づかない、または解決できない大人たちの問題でもあるのです。

この法律には、学校の先生がチームを作り、教育委員会、警察など、あらゆる大人がいじめから子どもを守るために努力しなければならないことが書かれています。いじめが起きにくい、いじめを許さないクラスや学校を作るために何をしなければいけないか、いじめが起きたらどう救い出すかといったことも具体的に決められています。大人には、子どもたちが安心して学校に通えるように、協力をしていじめをなくす義務があるからです。

いじめられているとき、いじめを見たときは、すぐに大人に相談しましょう。そして、この法律のとおりにたいおう対応してくれているか、チェックしてみてください。もし、人がこの法律を守っていなければ、別の大人にも相談してみましょう。本気で助けてくれる人が見つかるまで、あきらめないことが大切です。

勇気を出して、いろんな大人に相談してみてください！

1

2

3

4

5

6

7

いじめ防止対策推進法

第1条

もくでき
目的

この法律は、いじめが被害者の教育を受ける権利を奪い、心や体の健全な成長に大きな影響を与えるだけでなく、被害者の命やからだに重大な危険を引き起こすおそれがあることをふまえて、子どもたちがかけがえのない個人として尊重される権利を守るために必要な方法、仕組みや、大人の責任を決めて、いじめの防止・早期発見・対処のための対策を進めていくことを目的とします。

第2条

ていぎ
定義

1項 この法律で「いじめ」とは、子どもに対して、同じ学校に通っているなどの人間関係を持っている他の子どもたちが行う、心や体などに影響を与える行動（インターネットを使ったものも含みます）のうち、対象となった子どもが心や体に苦しさや痛みを感じているものをいいます。

法律ではどこからが「いじめ」？

法律では、「被害者が嫌だと思ったらいじめ」になります。たとえ、加害者が「いじめではなく悪ふざけです」と言ったり、先生が「いじめではなく遊びではないか」と思っても、です。これは、被害者の子どもの苦しみや痛みに寄り添い、先生たちが絶対にいじめを見逃さないようにするためにです。ですから、嫌な思いをしているときは、正直に先生などの大人に伝えることがとても大切です。また、この法律では、殴る、蹴るなどの暴力だけではなく、たとえば授業中に友達に手を挙げて発言するようにながすことなど、一見日常的なやり取りでもいじめの可能性を疑うことを大人に求めています。

第3条

きほんりねん 基本理念

1項 いじめの対策は、いじめがすべての子どもに関係する問題であることをふまえて、子どもが安心して勉強やその他の活動などに取り組むことができるよう、学校の中でも外でもいじめがなくなることを目標として行われなければいけません。

2項 いじめの対策は、すべての子どもがいじめを行わず、また他の子どもに対して行われているいじめを、見て見ぬふりをしないようにするため、いじめが子どもの心や体に与える影響などについて子どもが理解を深めることを目標として行われなければいけません。

3項 いじめの対策は、いじめを受けた子どもの命や心、体を守ることがとくに大事だということを理解しながら、国や学校や家庭など大人たちが力を合わせて、いじめの問題を乗り越えることを目指して行われなければいけません。

第4条

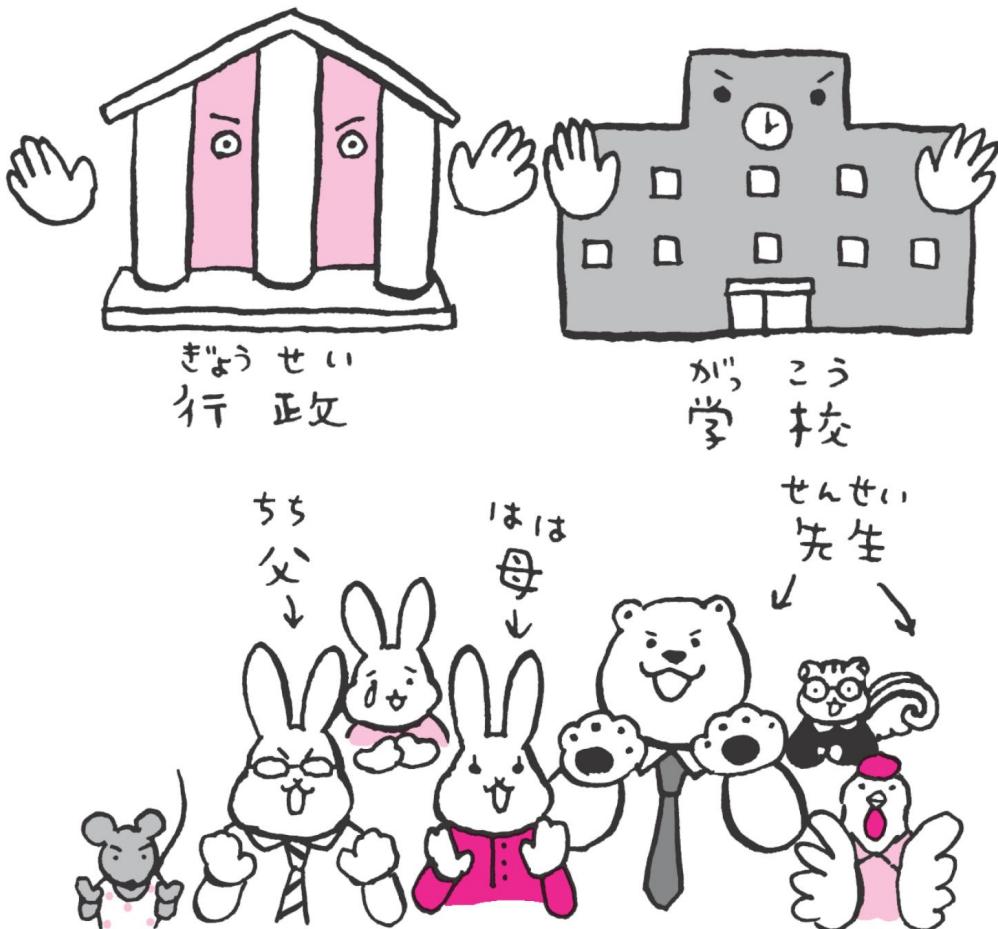
きんし いじめの禁止

子どもたちは、いじめをしてはいけません。

せんせい 先生からのいじめはどうしたらいいの？

たいへん残念なことですが、学校では先生によるいじめが起きることもあります。先生からのいじめはもちろん法律違反です。先生からいじめられていると感じたとき、それが続くときは、191ページ「いじめで悩んでいるきみに」を参考に、保護者や教育委員会、弁護士など、学校の外の大人たちに相談してみましょう。

おとな
大人たちみんなで
いじめを防ぐ！



第8条

がっこうおよ がっこう きょうしょくいん せきむ
学校及び学校の教職員の責務

がっこう せんせい だい じょう きほんりねん がっこう かよ
学校と先生たちは、第3条の基本理念のもと、その学校に通って
いる子どもたちの保護者、地域の人たち、児童相談所やその他の
かんけいしゃ きょうりょく ほごしゃ ちいき ひと じどうそうだんじょ た
関係者と協力しながら、学校全体でいじめの防止と早めの発見に
とり組む責任と義務があります。また、その学校に通っている子
どもたちがいじめを受けていると思われるときは、きちんとした
ほうほう たいおう せきにん ぎ む がっこう かよ おも
方法で、すみやかに対応する責任と義務があります。

第9条 保護者の責務等

1項 保護者は、子どもの教育について最も重要な責任があり、自分の子どもがいじめをすることがないように、決まりを守る心を育てるなど、必要な指導をするように努力しなければいけません。

2項 保護者は、自分の子どもがいじめを受けた場合には、子どもをいじめから守らなければいけません。

第13条 学校いじめ防止基本方針

学校は、国または地方のいじめ防止基本方針を参考にしながら、それぞれの学校の状況に合わせて、いじめの防止・早期発見・対処のための対策について基本的な計画を決めます。

学校いじめ防止基本方針には、いじめが起きにくい、いじめを許さないクラスや学校を作るためのいじめ防止プログラムと、いじめを少しでも早く発見して救い出すために先生や学校いじめ対策チームが守るルール（早期発見・対処マニュアル）を決めなければいけないんだよ！



第19条 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

3項 インターネットを使っていじめが行われた場合、いじめを受けた子どもまたは保護者は、いじめに関係する情報の削除を求め、また、誰がその情報を発信したのかを調べようとするときは、必要であれば最寄りの法務局や地方法務局という機関に協力を求めることができます。

せんせい 先生たちはチームで たいおう いじめに対応するよ



第22条

がっこう ぼうしどう たいさく そしき
学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

がっこう ぼうし そうきはっけん お たいしょ
学校は、いじめの防止・早期発見・起きてしまったいじめの対処
おこな ふくすう せんせい せんもんか あつ
をきちんと行うために、複数の先生たちや、専門家たちを集めた
つく チームを作らなければいけません。

たんにん せんせい かか こ がっこ
いじめは担任の先生だけで抱え込まず、学校の
ふくすう せんせい すく だ
複数の先生がチームとなって救い出さないとい
けないんだよ。

かつどう ふだん お
また、チームの活動で普段からいじめが起きな
がっこ つく い学校を作らないといけないんだ！



第23条 いじめに対する措置

1項 学校の先生など子どもから相談を受ける人や子どもの保護者は、子どもからいじめについての相談を受けて、実際にいじめが起きていると思うときは、その子どもが通っている学校にし知らせるなど、きちんと対応をしなければいけません。

3項 学校は、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、二度といじめが起きないようにするために、学校の先生たちが協力して、また専門家に協力してもらいながら、いじめを受けた子どもとその保護者に対するサポートを行い、またいじめをした子どもへの指導とその保護者に対するアドバイスを続けて行っていくこととします。

4項 学校は、3項の場合に必要があるときは、いじめをした子どもを、いじめを受けた子どもが使う教室以外の場所で勉強させるなど、いじめを受けた子どもやその他の子どもたちが安心して教育を受けられるために必要な対応をします。

6項 学校は、いじめ行為が犯罪として扱われるべきだと考えられるときは、近所の警察と協力して対応しなければいけません。また、その学校に通っている子どもの命や体、または財産に大きな被害があると心配されるときはすぐに警察に通報して、助けをもと求めなければいけません。

いじめの問題は学校いじめ対策チームの先生だけじゃなく、法律や心理の専門家、警察官やお医者さんなど、すべての大人が協力して解決しなきゃいけないんだよ！



第28条

がっこう せっちしゃまた せっち がっこう たいしょ
学校の設置者又はその設置する学校による対処

1 項 こう きょういくいいんかい がっこう つぎ じゅうだいじたい はっせい
教育委員会や学校などは、次の重大事態が発生した
ばあい かいけつ とく おな お
場合には、その解決に取り組み、同じようなことが起きない
ようにするために、すみやかに専門家などによる組織を作り、
せんもんか そしき つく
アンケートなどの方法によって何が起きたのかを調べること
にします。

1 号 ごう がっこう かよ こ いのち
いじめによってその学校に通っている子どもの命、
こころ からだ ざいさん じゅうだい ひがい うたが
心や体、財産に重大な被害があった疑いがあるとき。

2 号 ごう がっこう かよ こ
いじめによってその学校に通っている子どもがある
ていど きかん にちいじょう がっこう やす
程度の期間（30日以上）学校を休まなければいけない
じょうたい うたが
状態になっている疑いがあるとき。

2 項 こう がっこう こう ちょうさ おこな う
学校は、1項の調査を行ったときは、いじめを受けた
こ ほごしゃ たい じゅうだいじたい なに お
子どもと保護者に対して、その重大事態で何が起きたのかな
ひとつ じょうほう つた
どの必要な情報をきちんと伝えるものとします。

第34条

がっこうひょうか りゅういじこう
学校評価における留意事項

ぼうし そうきはっけん たいしょ たいさく がっこう
いじめの防止・早期発見・対処のための対策について学校の
ひょうか おこな お かく
評価を行うときは、いじめが起きていることが隠されず、ま
じっさい ようす りかい たい
たいじめの実際の様子を理解していじめに対するきちんとし
たいおう おこな はや だんかい はっけん
た対応が行われるように、いじめの早い段階での発見や、い
にど お とく
じめが二度と起きないようにするための取り組みなどについ
ただ ひょうか おこな
て、正しく評価が行われるようにしなければいけません。

● いじめで悩んでいるきみに ●

いじめはどんな理由があろうとやってはいけないことです。また、いじめられても仕方のない理由などありません。きみがつらい思いをするようなことをされているなら、それはもちろんいじめです。「もしかしたら自分にも原因があるのでは」と考えるかもしれません、きみはけっして悪くありません。もし、きみがいじめにあってはいるなら、一人で悩まずに、信頼できる大人に相談してみてください。

きみの気持ちをよく聞いてくれる大人が、きみの力になってくれる人です。その人は両親や先生などの身近な人かもしませんし、警察官や弁護士などの今まで知らなかつた人かもしれません。もし、そういう人がいなければ、ここで紹介しているような相談窓口も利用してみてください。

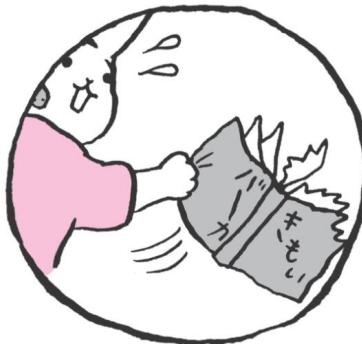
大人に相談するときは、最初に思い出したことから話してください。相談を受けた大人は、きみの思いを真剣に聞くなければいけませんし、できることと一緒に考えなければいけません。きみがしてもらいたいこと以上のこと、勝手にしてもいけません。不安があったら、なんでも相談してみてください。

どうしてもつらいと思ったときは、無理をせず、逃げることもできます。逃げることはけっして恥ずかしいことではありません。学校を休んでもいいのです。ぜひ覚えておいてください。



● 壊されたもの、汚されたものを保管しておこう

いじめで壊されてしまったものや汚されてしまったものなどがあれば、そのまま保管しておきましょう。保管するときは、それがいつ、どこで、誰に、どんなふうに壊されたのかをメモしておくといいでしょう。



● ケガをしたとき、体調が悪いときは病院に行こう

学校で暴力をふるわれてケガをしたときはもちろんですが、友達とのことがきっかけで夜眠れなかったり、食欲がなかったり、体調が優れなかったりするときは積極的に病院に行ってみましょう。友達のことで心がダメージを受けている場合、身体に症状が現れることもあります。お医者さんは体調の悩みを聞いているうちにいじめが原因であることがわかるかもしれません。



● 友達とのやり取りを保管しておこう

メールやチャットアプリなどで友達とのやり取りは残っていますか。残っていれば、相談するときに持っていきましょう。つらいと思ったときにスクリーンショットで残しておくと、あとで役に立つこともあります。「嫌だな」と思った言葉を具体的に伝えられるように、いつ、誰に言わされたのか、自分はどう感じたのかをメモしておくのもいいでしょう。



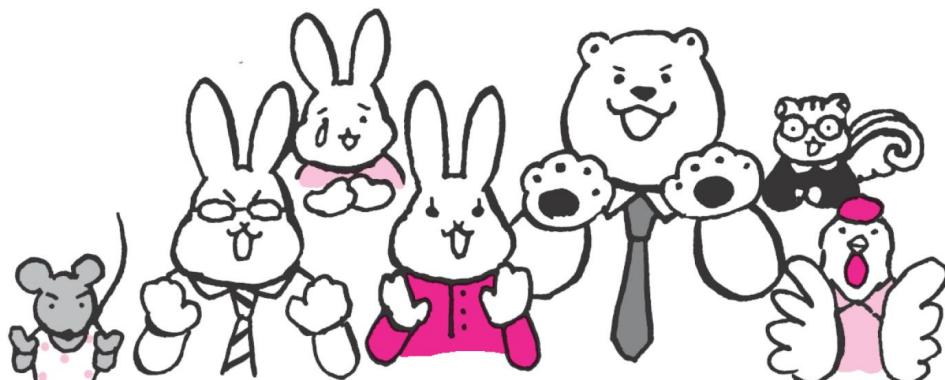
● 日記をつけてみよう

いじめがずっと続いているのであれば、日記をつけておくことも大切です。書くだけで気持ちが落ち着くこともあります。日記には、いつ、どこで、誰に、何をされて、自分はどう思ったのか、具体的に書いておくと、後から思い出すときの助けになります。



● 注意すること

このような方法で証拠を集めることは、いじめを思い出しきてしまい、つらい気持ちをすることになるので、無理をする必要はありません。証拠はあくまでも周囲の大人にいじめから救い出してもらうための手段の1つで、本当は大人が考えなければいけないことなのです。もし、友達とのメールやチャットのやり取り、録音した音声などがたまたま手元にあった場合は、相談にのってくれる大人に見てもらいましょう。ただ、それをインターネットに流すなど、誰にでも見られる状態にすることはやめておきましょう。逆にいじめの加害者になってしまうこともあります。



● いじめから逃れることを諦めないで

いじめで苦しんでいることをわかってもらえば、保護者も学校の先生もきっときみのことを助けてくれるはずです。しかし、万が一それでも助けてくれないときは、両親と先生以外の大人にも助けを求める必要があります。

たとえば、下で紹介している国の機関などが設置している相談窓口に相談するという方法があります。物を盗まれたり壊されたり、けがをさせられたりしたときは、警察に相談することもできます。弁護士も相談窓口を開いていて相談にのってくれます。

両親と先生以外の大人に相談するのはちょっと勇気がいるかもしれません。でも、助けてくれる大人は必ずいるはずです。自分を守るために逃げていい、ということを忘れないでください。

のが
あきら
いじめから逃れることを諦めないで！



「文部科学省 HP 子どもの SOS の相談窓口」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm

「24 時間子供 SOS ダイヤル」(文部科学省)

0120-0-78310 (なやみいおう)

「子どもの人権 110 番」(法務省)

0120-007-110 (受付時間：平日午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

「都道府県警察の少年相談窓口」

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html>

「児童相談所全国共通ダイヤル」(厚生労働省)

189 (いちばんやく)

「弁護士会の子どもの人権に関する相談窓口一覧」

https://www.nichibenren.or.jp/activity/human/child_rights/contact.html

このページはいじめ以外にも学校でのトラブルに悩んだときのヒントです。ぜひ保護者の人と一緒に読んでください。

(ここで紹介した情報は 2019 年 7 月現在のものです。)